

爆同第57回定期総会

(日時)5月6日(土)
午後1時30分

(会場)大和市渋谷学習センター

厚木爆同

【発行】

厚木基地爆音防止期成同盟

発行責任者 大波修二

事務所 大和市桜森3-5-3
フロント1F

TEL 046-240-7450

FAX 046-261-5615

bakudou@kanagawa.email.ne.jp

厚木基地爆音防止期成同盟 第57回代議員総会議案

2016年度活動総括と2017年度の活動方針(案)

厚木爆同第57回定期代議員総会を5月6日(土)午後1時30分より、大和市渋谷学習センターで開催します。総会では、代議員の皆様の活発な討論により、この1年間の総括と新活動方針を決定し、厚木爆同の団結と新たな前進を誓う場になりたいと思いますので、よろしく願います。

(本会報に総括と活動方針を掲載いたしますが、議案の一部は総会当日に配布します。)

2016年度 活動総括

1.活動を振り返って

厚木基地爆音防止期成同盟(略称・厚木爆同)の2016年度(2016年4月～2017年3月)の活動は、厚木基地の航空機による爆音を解消させる行動をはじめ、第四次厚木爆音訴訟の勝利にむけた行動、さらには米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV22オスプレイ(以下・オスプレイ)の飛来監視行動や防衛省南関東防衛局長並びに米海軍厚木基地司令官への抗議と申し入れ行動に会員の力を結集して取り組んできました。

一方、厚木爆同の組織強化にむけては、会員の声を組織運営に活かすため、三役が支部を訪問して意見交換を行う支部会議の開催に取り組むとともに、会員の拡大行

動や厚木基地情勢、第四次厚木爆音訴訟最高裁判決、NHK受信料についての学習会を開催してきました。

また、沖縄県民の声を無視して強行されている辺野古への新基地建設を阻止するための闘いを学ぶため、ドキュメンタリー映画「辺野古・圧殺の海」上映会の取り組みや、米海軍横須賀基地と米軍池子住宅米軍人・軍属専用の鉄道駅改札などの基地視察を行うとともに、NHK受信料の全額助成にむけ総務省と防衛省への要請行動、厚木爆同の活動と情報を発信するホームページの充実などに取り組んできました。

(1)厚木基地をめぐる状況

はじめに、厚木基地は基地機能の強化はかられ、艦載機による訓練や外来機の飛来が活発化しています。

このことは、厚木基地滑走路北

1キロ地点における航空機騒音(70デシベル以上、5秒以上の継続音)の2016年の騒音測定回数が22,181回となり、2015年を上回る年間測定回数となっていることから明らかです。

また、厚木基地で5月に実施されたタッチ・アンド・ゴー(離着陸訓練)では、昼夜を問わず激甚な爆音をまき散らし、厚木基地滑走路北1キロ地点での航空機騒音の月間騒音測定回数が2,726回を記録するとともに、5月31日には午前6時から午後10時までの間に209回の測定を記録し、その中でも午前11時から1時間以内に一回、爆音を浴びせられたことになり、いかに激しい訓練が行われたかがわかります。

住民から自治体に寄せられた抗議と苦情件数は、大和市だけでも308件となり、基地周辺自治体での合計件数は1,508件とな

りました。

さらに、5月に硫黄島で実施されたFCLP(離着陸訓練)は、空母整備の遅れにより出港が延期されたため、FCLPを追加実施したことにより多大な爆音被害を受けるとともに、訓練後に深夜厚木基地に帰還することにより、基地周辺住民は受忍の限度を超える爆音に悩まされました。

つぎに、米海軍は横須賀基地を母港としている原子力空母ロナルド・レーガンに配備されている連絡機C2A輸送機の後継機として、米海軍仕様のオスプレイ2機を2021年から2026年に配備することを発表しました。

このことは、墜落の危険性が高いオスプレイが厚木基地に常駐することとなり、私たち基地周辺住民にとっては大きな危険にさらされる許し難いことです。



厚木基地を離陸するオスプレイ

つぎに、沖縄県普天間基地に配備されたオスプレイが、陸上自衛隊の東富士演習場と北富士演習場

で訓練を行うとして厚木基地への飛来を繰り返しました。

オスプレイが東富士演習場と北富士演習場で訓練をする場合は、米海兵隊キャンプ富士(静岡県御殿場市)に飛来することを日米両政府で合意していますが、米海兵隊キャンプ富士へは飛来せずに厚木基地に飛来することは、本土での拠点基地にするためと考えられます。

また、欠陥機と言われているオスプレイの墜落事故はなくなるこ

とがなく、国内外で多くの事故を起こしています。

10月25日には、米国メリーランド州にあるバタクセントリバー海軍航空基地で訓練中に着陸に失敗して機体を損傷するクラスAの事故を、そして12月1日には、米国カリフォルニア州サンディエゴで緊急着陸を起こしています。

このような中、12月13日には在日米軍普天間基地配備のオスプレイが空中給油訓練中に事故を起こし、名護市の浅瀬に墜落し大破するとともに、一緒に訓練をしていた同僚機のオスプレイも前輪が出ずに普天間基地に胴体着陸する事故を起こしています。

さらに、1月29日にはイエメンで着陸に失敗し飛行不能となったため意図的に破壊する事故が起きている。

このようにオスプレイの事故率は、飛行10万時間あたり3.69件とだんだん高くなってきています。本来事故率は、飛行時間数とともに下がっていくものですが、あがっていることから大変危険

な輸送機であることがわかります。

つぎに、原子力空母ロナルド・レーガンの艦載機であり、厚木基地に飛来しているF A 18戦闘攻撃機の墜落事故も多発しています。

10月25日には、米国カリフォルニア州の地対空戦闘センターで訓練中に墜落炎上する事故を、そして12月7日には、在日米軍岩国基地配備の2機が高知県沖を編隊飛行中に1機が墜落しパイロットが死亡する事故を起こしています。

また12月9日には、米国カリフォルニア州の太平洋沖で海兵隊の2機が訓練中に衝突する事故を起こしています。

私たちの頭上においてもF A 18戦闘攻撃機による編隊飛行が繰り返されていることに大きな不安を抱きます。



4機編隊で爆音を撒き散らす艦載機

つぎに、自衛隊については厚木基地に配備されている海上自衛隊のP・1哨戒機とS H 60Jヘリコプター、C 130R輸送機、P・3C哨戒機などによる部品落下事故が発生し、基地周辺住民に大きな恐怖と不安を与えました。

① 2016年7月19日 P・1哨戒機 部品落下事故

② 2016年9月7日 S H 60Jヘリコプター 部品落下事故

③ 2017年2月17日 P・3C哨戒機 部品落下事故

④ 2017年2月19日 C 130R輸送機 部品落下事故

つぎに、自衛隊は基地周辺住民のP・1哨戒機配備反対の声を無視するとともに、防衛省が地元自治体に自衛隊のジェット機を配備しないとした横浜防衛施設局長による「厚木海軍飛行場の海上自衛隊による共同使用について」

の和大市への通知（通称・46文書）を反古にして厚木基地にP・1哨戒機を2014年3月に強行配備しました。

このP・1哨戒機は、開発段階から多くの不具合が発生してきたとともに、試験飛行中にも機体に亀裂が入る事故や飛行中にすべてのエンジンが停止する事故など、安全性に大きな問題を抱えた航空機であることから、厚木爆同はP・1哨戒機の厚木基地への配備撤回を申し入れてきました。

しかし、P・1哨戒機は7月19日にも部品落下事故を起こしました。

このような中、11月にはP・1哨戒機2機がニュージールランドで7カ国が参加した多国間の共同訓練に参加したことは、P・1哨戒機が戦力化されたことであり基地周辺での飛行の増加と部品落下などの不安に悩まされることとなります。

一方、P・1哨戒機の前型機であるP・3C哨戒機も韓国軍のP・3KC哨戒機との合同訓練を厚木基地を拠点として4日間にわたり訓練するなど、安倍政権のもとで軍事強化が着実に進め

られていることがわかります。

つぎに、日米両政府は、2006（平成18）年5月1日に「在日米軍再編実施のための日米のロードマップ」を発表し、その中で地元の負担軽減策として厚木基地の空母艦載機の岩国基地への移駐と恒常的な空母艦載機離着訓練施設の選定が合意され、この間計画が進められてきました。

1月20日に国（防衛省南関東防衛局）は、当初の計画より3年遅れて空母艦載機の移駐に関する情報を提供しました。

その概要は、

①E-2D早期警戒機ホークアイは、2月に第5空母航空団の一員として加わり、岩国基地に飛来し旧型機のE-2Cから先進型のE-2Dに部隊（5機）更新する

②E-2Dは、2、3か月程度、岩国基地に前方展開し配備前訓練を実施した後、一旦、原子力空母ロナルド・レーガンに搭載されることになる

③第5空母航空団の厚木基地から岩国基地への移駐は、2017年後半に開始される予定であるが、早ければ2017年7月以降、原子力空母ロナルド・レーガンが横須賀に寄港する時期になる

④移駐計画は、今後の米側の運用により変更があり得る可能性があるが、現時点における具体的な移駐計画は次のとおり

・2017年11月頃、F A 18戦闘攻撃機スーパージョーネットの2部隊（24機）が岩国基地へ移駐
・2018年1月頃、F A 18G電子戦機グラウラーの部隊（6機）及びC-2輸送機グレイハウンドの

部隊（2機）が岩国基地へ移駐

・2018年5月頃、F A 18戦闘攻撃機スーパージョーネットの2部隊（24機）が岩国基地へ移駐

⑤この移駐に伴い、軍人等約3,800人が岩国基地へ移動する予定
⑥移駐後の空母艦載機補給処レベルの整備は、岩国基地の米軍格納庫内で行われる

というものです。

厚木爆同は、岩国基地へ空母艦載機が移駐しても相模湾の大島沖の米軍専用訓練空域の廃止や、硫黄島の代替訓練施設の廃止、艦載機を整備する民間会社の移転、格納庫の解体などが行われない限り、艦載機は岩国基地から厚木基地に飛来し、訓練や整備を行うことになり艦載機爆音は解消されないと考えています。

(2)さまざまな活動に取り組む

①防衛省南関東防衛局長と米海軍厚木基地司令官に抗議と申し入れ

米空母の横須賀入港以来、基地周辺住民は、艦載機による離着陸が厚木基地で間断なく繰り返され凄まじい爆音により深刻な被害を受け不満と怒りが増大していると、基地周辺の上空では艦載機による編隊飛行が相次ぎ、今にも機体同士が接触して墜落するのではないかとという大きな不安と恐怖を受けています。

このような状況を改善させるため厚木爆同は、4月20日に防衛省南関東防衛局長に対し、厚木基地におけるタッチ・アンド・ゴーを即時中止するよう強く申し入れるとともに、硫黄島で5月3日から13日まで実施するとしてFCLP訓練についてはすべて硫黄島で実施させ、午後10時以降は艦載機を厚木基地へ帰還させないよう強く要請し

ました。

また、厚木爆同は普天間基地へのオスプレイの配備撤回と日本からの撤去を求め、第四次厚木爆音訴訟原告団や神奈川平和運動センター、原子力空母の母港化に反対し基地撤去をめざす中央共闘会議と連帯して、6月2日と12月22日に米海軍厚木基地司令官に対し空母出港延期による追加FCLP訓練と激しい爆音に抗議するとともに、5月22日の飛来監視行動に米軍が基地フェンス前の警備兵にカービン銃を所持させ私たちの行動に威圧をかけたことに強い抗議と銃所持の説明を求めました。



厚木基地正門前で抗議行動

さらに、4月20日と12月22日の防衛省南関東防衛局長に対しては、オスプレイ墜落後の飛行再開と厚木基地への飛来に抗議するとともに飛来中止を申し入れました。

②オスプレイの飛来監視と抗議

防衛省は、オスプレイが厚木基地に飛来する可能性があるとして飛来情報を提供してきましたが、飛来地の変更や天候を理由に実際に厚木基地に飛来

したのは6回であり、それ以外は突如の飛来でした。

また、8月には理由を明らかにせず、1週間にわたり駐機するなど基地周辺住民の感情を逆なでする横暴な態度が目立ちました。

このような中、厚木爆同は第四次厚木爆音訴訟原告団と神奈川平和運動センター、原子力空母の母港化に反対し基地撤去をめざす県央共闘会議との共同行動に取り組み、基地北側フェンス前で飛来監視と抗議集会を行いました。

米軍は、私たちの飛来監視行動に対して銃を所持させた警備兵を監視行動のフェンス前に配置する威圧的な行動を行いました。

このような行動に対しては、6月2日の米海軍厚木基地司令官への要請行動の中で強く抗議するとともに調査結果を説明するように求めました。

③第四次厚木爆音訴訟と第五次厚木基地爆音訴訟の提訴

爆音のない静かな空を取りもどすため、第四次厚木爆音訴訟を支え、ともに行動してきました。

第四次厚木爆音訴訟は、爆音のない静かな空を取り戻すため、米軍機及び自衛隊機の飛行差し止めを求めて、横浜地裁に提訴以来9年の歳月を経て、12月8日に最高裁判所において判決が出されました。

判決内容は、横浜地方裁判所と東京高等裁判所において、自衛隊機の飛行差し止め（時間制限・期間制限）が史上初めて認められるとともに、激しい爆音はすぐには解消されないことから将来に渡ってもうるさい状態が続くことが明らかであるとして、将来の損害賠償請求（期間限定）が認められた画

期的な判決を最高裁判所の裁判官は私たちの爆音被害実態を現地で調査することもなく、爆音被害に悩まされ苦しんでいる基地周辺住民の悲願を基地の公共性と公益性がまさるとして第一審と第二審の判決を覆す逆転不当判決を言い渡しました。

この判決は、人権救済の砦であるはずの最高裁判所が厚木基地の爆音解消の使命を放棄し、基地周辺住民らの被害の継続を放置したものにはかならず到底容認できません。

厚木爆同は、静かな空の実現を求め1976（昭和51）年の第一次厚木基地爆音訴訟の提訴以来、四次にわたる裁判闘争を支えてきました。

米軍機の飛行差し止めについては、第一次訴訟から門前払いが続き、今回も最高裁判所は住民側の上告を退ける決定をしました。私たちはこれまで決して諦めないで一步一步進んできました。

私たちは、あくまでも基地周辺住民及び自治体の悲願である米軍機及び自衛隊機の飛行差し止めを追及するとともに、基地周辺住民の日常生活と健康を破壊してきた航空機爆音や墜落などの危険に対する適正かつ十分な損害賠償の実現を目指し、厚木基地周辺住民に広く結集を訴え、第五次厚木基地爆音訴訟を今夏には提訴し最高裁判所の不当判決の変更を求めていきます。

そのため、第五次厚木基地爆音訴訟準備会を1月6日に立ち上げ、提訴にむけての準備を進めてきました。

また、2月2日には厚木爆同の会員と第四次厚木爆音訴訟の原告に第五次厚木基地爆音訴訟への原告加入申し込みを先行して呼びかけるとともに、3月11日には第五次厚木基地爆音訴訟実

行委員会を結成し、基地周辺住民に原告への加入を呼びかけていく体制が出来上がりました。

④安全保障関連法違憲訴訟に参加

安倍政権は、安全保障関連法（戦争法）を強行採決するとともに、防衛費の増額や武器輸出の解禁など戦争準備へと突き進んでいます。

私たち基地周辺住民は、安全保障関連法の成立により厚木基地の機能が強化され、さらなる航空機爆音の増大や飛行の増加に伴う墜落事故などにより、大きな不安や被害を受けることとなります。

このようなことから神奈川県内で取り組まれた安保法制違憲訴訟への原告募集行動に呼応して会員への原告募集に取り組み安全保障関連法違憲訴訟原告団に参加しました。

⑤諸行動に積極的参加

厚木爆同は、「爆音のない静かな空を取り戻そう」と神奈川県内をはじめ全国の平和団体の諸行動に積極的に参加してきました。

具体的には、神奈川県平和運動センターや原子力空母の母港化に反対し基地撤去をめざす県央共闘会議などをはじめ第四次厚木爆音訴訟原告団などの政府交渉や各種集会、抗議行動などに連携して取り組んできました。

また、全国で基地爆音訴訟を闘っている7つの原告団で構成される「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」は、厚木爆同が各原告団に呼び掛け2008年に結成されたことにより、役員団体として諸会議や政府交渉、辺野古への新基地建設反対闘争の支援などにも積極的に参加し、各訴訟団の勝利にむけ行動してきました。

さらに、原子力空母ロナルド・レー

ガン配備撤回集会や憲法を守る新聞意見広告運動、護憲大会、原水爆禁止大会、平和行進、県民のいのちとくらしを守る共同行動委員会、安保法制違憲訴訟、脱原発行動、ピースフェスティバル、9・27米軍ジェット機墜落事故抗議集会、館野鉄工所墜落事故慰霊行動などの活動にも取り組んできました。

特に、自治体が設置している大和市基地対策協議会や大和市平和都市推進事業実行委員会などに役員を派遣して私たちの声を自治体に反映させてきました。

2. 主な活動

(1) 会員拡大の取り組み

多くの人々が厚木爆同の趣旨に賛同し結集することにより、私たちの願いである爆音のない静かな空を取り戻す活動が強化されます。

会員の拡大は、支部役員をはじめ地域の会員の協力により、2016年は74世帯の新会員を迎える成果をあげました。

新会員の皆さんを囲んでの歓迎会では、最近の厚木基地の情勢や厚木爆同の活動などについて学習を深めるとともに、新会員と役員との意見交換では爆音解消にむけての積極的な意見や要望が出されました。

(2) 支部会議開催の取り組み

会員の声を反映した組織運営をめざすため、支部会議の開催に取り組みました。

支部会議は、本部役員（三役と組織部長）が厚木爆同の全支部（11支部）に参加して、支部が抱えている課題や支部活動の活性化にむけての意見や要



活発に意見を交わした支部集会

望を聞き、出された声をこれからの活動に活かしていく取り組みです。

従来のトップダウン（本部からの指示）による組織運営だけでなく、ボトムアップ（会員の声を反映）を組み入れた組織運営をめざすために取り組みました。

支部会議では、支部の現状報告やNHK受信料問題、第五次厚木基地爆音訴訟、最近の基地情勢などについて意見交換が行われました。

また、支部独自の学習会としては、10月29日に藤沢支部が軍事評論家の前田哲男さんを講師に迎え、戦争法廃止について支部学習会に取り組みしました。

(3) NHK受信料全額助成の取り組み

厚木爆同は、法に基づくNHK受信料制度を否定するものではありませんが、航空機の爆音解消運動の一つとして、航空機の爆音によってテレビの音がかき消され、まともな放送サービスが受けられないため、爆音被害地域のNHK受信料を国が全額助成することを求め、受信料の支払いを凍結（不払い）する運動に取り組んでいます。



防衛省・総務省との交渉

しかし、最近の裁判では「受信機を設置したものは契約の義務があり受信料を払わなければならない」などの判決が示され、会員間に疑問や不安の声が高まったことなどからNHK受信料問題の学習会を2月4日に開催しました。

一方、NHKが委託している訪問員による恐喝めいた態度での訪問が増加し、会員とのトラブルが多発していることから、11月8日にNHK横浜放送局かながわ西営業センター所長に実態報告と改善を申し入れ要請書を提出しました。

また、10月24日に「厚木基地周辺のNHK受信料の全額助成を求める要請」として、爆音が解消されるまでの間、住宅防音工事の対象区域としている75W値以上のコンター内に住んでいる住民のNHK受信料を全額助成することを総務省と防衛省に対して行いました。

(4) 基地視察の取り組み

基地視察は、10月17日に私たちが日頃から悩まされている艦載機爆音の元凶である原子力空母ロナルド・レーガンの母港とされる横須賀軍港を船でめぐるとともに、世界有数の海上交通過密海域の狭い浦賀水道を多くの艦船が混みあひながら航行する危険な状況、さらには日本政府の米軍に対する思いやり予算で建設した池子住宅米軍人・軍属専用の鉄道駅改札(1億2千万円)の京急神武寺駅や、PAC3が配置されている陸上自衛隊武山駐屯地などを参加者47名で視察をしました。

(5) 学習会と平和講座の取り組み

学習会は、2月4日に厚木基地を抱える私たちにとっての闘いである「第四次厚木爆音訴訟の最高裁判決と第五次厚木基地爆音訴訟について」と、支部会議で会員から多くの声をいただいた「NHK受信料について」をテーマとし講師には弁護士福田護氏を招き開催しました。

第四次厚木爆音訴訟の最高裁判所判決については、私たちの爆音被害実態を現地にきて調査することもなく、第一審と第二審で出された自衛隊機の飛行差し止め(時間制限・期間制限)と将来の損害賠償請求(期間限定)の判決を覆す逆転不当判決を言い渡した今日の司法の実態についてと第五次厚木基地爆音訴訟提訴の必要性について参加者と学習を深めました。

また、二つ目のテーマである「NHK放送受信料について」は、放送法に受信料支払いの義務や罰則はないことや未契約者に対する訴訟と契約済み不払い者に対する訴訟、受信料請求権の時効などについて学習しました。つぎに、平和講座は11月6日と12月

4日に辺野古への新基地建設にからだを張って建設阻止に取り組んでいる沖縄県民の闘いをドキュメンタリー映画にまとめた「辺野古・圧殺の海」の上映会に取り組みしました。

上映会は、厚木爆同と第四次厚木爆音訴訟原告団、厚木基地平和利用研究会との共催で取り組み、参加者からは、「本土ではほとんど報道されない現場の実態が映画から伝わり、安倍政権が警察権力で圧倒しようとする行動がよく伝わってきた」など、沖縄に連帯する声があがりました。

(6) ホームページ充実の取り組み

会員の皆さんからの声を受けて、厚木爆同の活動状況や最新情報をスピーディーに入手できるようにホームページの内容の充実に取り組み、会員のための会員専用ページを開設しました。ホームページには、当面の活動予定と、活動報告、厚木基地に関する新聞報道のリンク、会報のバックナンバーや関連資料などを掲載しています。

ご覧いただきご意見やご要望をお寄せください。
◆厚木爆同のホームページアドレス
<http://www.atsugibakudou.com>

③ 専門部と委員会などの活動

厚木爆同には、組織を運営していくために4つの専門部(①総務部、②組織部、③情宣部、④調査部)と行動企画委員会、推薦議員団を設置して活動に取り組んでいます。

2016年度積極的に活動を展開したのは、総務部、組織部、情宣部、行動企画委員会でした。はじめに、総務部は、活動方針に掲げられた活動事項について意見交換と

取り組み方について協議を行いました。また、諸会議の資料管理と保管に努めました。

つぎに、組織部では、支部組織の活性化をめざして支部会議の開催に取り組みましたが、3つの支部が未開催となっていました。また、支部内に班体制を構築するための整備に努めました。

つぎに、情宣部では、厚木爆同運動に対する全会員の理解と参加意識を高めるため、会報の定期発行に努め、会報286号から291号を発行し全会員に配布しました。会報に対する会員の信頼を高めるには、何より定期発行が重要であるため、部会を定期的に開催しました。

部会では会報の紙面作りについて、厚木爆同の考え方や活動内容を会員に伝えるとともに、会員の声を紙面に生かしていくことに意を用い、投稿記事や企画記事を充実することに努力しました。

さらに部活動の一層の充実を図るため、ビデオ・カメラの撮影や、読みやすい原稿づくり、見やすい紙面づくり等の研究も行いました。

また、厚木基地情報や厚木爆同の活動状況を、迅速に会員や市民に伝えるため、厚木爆同ホームページの内容充実に努めました。

最後に、行動企画委員会では、厚木爆同運動の新たな重要な活動に対して組織としてどのような活動として認識し展開を進めるべきなのかの視点で本部四役と4つの専門部長が参加してあらゆる角度から検討を加えて厚木爆同の日常活動をさらに活性化させていくために諸課題に取り組みしました。

2017年度の活動方針案

1. 活動の基調

ドナルド・トランプ大統領の出現で早速日米首脳会談が行われ、「日米同盟の再認識と経済協力」の枠組みを強化する方針が演出されました。日米同盟の強化とは米国の軍事的な方針に寄り添う形になり「日本の役割、任務、軍事能力の強化につながる」と約束してきたこととなります。

その結果、日本には一層の軍事協力を迫られることになり、アメリカと日本の暴走している指導者の一体化は先行きが大きい懸念されます。

一方、日本において安倍首相は憲法を解釈改憲して戦争を始めるには不十分だとして、改めて解釈改憲ではなく明文改憲に向けて歩み始めました。

3月4日の保守系超党派議員連盟創成に都内で開いた会合で、今年5月に憲法施行70年を迎えることを踏まえ「節目の年だ。憲法改正に向け、総力を挙げて頑張ろう」と出席者に呼びかけました。

日本国憲法には、平和主義の精神が残っており自衛隊員が命令にそむくのを処罰する軍法もなければ軍法会議もない、憲法改正をして何とかして本格的な戦争ができる国にしたいと望んでいます。

昨年11月、安保法制に基づいて南スーダンPKO(国連平和維持活動)に派兵している自衛隊に「駆けつけ警護」などの新任務を付与しました。現地の南スーダンは国連PKOに敵対行為を繰り返しており「駆けつけ警護」を行えば自衛隊が武器を使用して、日

本国憲法が禁止している海外での武力行使を行うこととなります。明らかに平和憲法の空文化につながります。

国会では都合の悪い文書（憲法九条に抵触する）で自衛隊宿营地での戦車や迫撃砲を使った激しい戦闘が行われていますが、この「激しい戦闘」が問題になりました。政府はこのようにして戦争ができる国づくりに進んでいます。真実を隠し続けて国民をだます政府を何としても変えなければなりません。

こうした状況の中、私たち厚木爆同が取り組んでいる「爆音のない静かな空を取り戻す」闘いは、基地周辺住民の共通する願いであり全国の反基地の闘いでもあります。

この一年、次の基本目標を掲げ運動を進めます。

①平和憲法の改悪を断じて許さず広範な反基地・平和運動に取り組みます。

共謀罪法案が「テロ対策法案」と名前を変えて今国会に成立させようとしています。これは現代の治安維持法とも言われます。これは「法律に反することを話し合い、合意することが罪になる」法律です。考え方や思想を罰する憲法違反の法律と言ふこととなります。

合意が犯罪になるので、その合意で全くやる気がなくても共謀罪で逮捕処罰される法律です。仮にこの法律が成立したら厚木爆同の運動が成り立たなく恐れさえ危惧されます。

しかし、厚木爆同は静かな空を求めて、政府の戦争政策に反対する日本における広範な仲間と共に闘っていきます。

②爆音をなくし基地撤去をめざす主体的な運動を創り上げていきます。

今まで恒例的に行われてきた運動だけではなく、基地反対の様々な団体と交流し学びあひながら少しずつ新しい運動を取り入れて進んでいきます。集会やデモだけでなく新たな発想行動や広く市民から支持される運動に取り組んでいきます。

③第五次厚木基地爆音訴訟を闘っていきます。

厚木爆同が母体となって組織し闘ってきた第四次厚木爆音訴訟は最高裁判所で不当な判決を言い渡されました。静かで平和な空を勝ち取るため、組織をあげて第五次厚木基地爆音訴訟を闘っていきます。

裁判闘争は爆音をなくすための極めて重要な闘いです。裁判闘争の意義を学び原告の立場や、裁判所の審理で問題になる地位協定や条約、憲法なども学習していきます。



最高裁判決報告集会で五次訴訟を決意

④組織の整備を図り、会員の連帯感を高める運動を強化します。

厚木爆同の方針を実現させる力は団結が最大の力です。静かで平和な空を実現させるには、それぞれの会員がお互いの立場を尊重しあつて、組織内の団結を強めていくことが大切です。そのためにはじっくりと話し合う場を設定していきます。

2. 具体的な活動

(1)航空機の墜落防止・航空機部品落下物に対する取り組み

厚木基地を離着陸する航空機からの部品落下はここ数年頻繁に発生しています。航空機事故に対する米軍の対応において、航空機の墜落の重大さの認識が薄く、事故機の同型機においても事故原因が解明されるまで飛行禁止さえ取っていないのが実態です。航空機事故の悲惨さを忘れることなく、航空機事故を許さない体制を組んで、部品落下においても完全な再発防止策を内外に公表させるまで、粘り強く関係機関（防衛省・外務省）を追及していきます。

(2)オスプレイ飛来阻止の取り組み

オスプレイはヘリコプターと固定翼機の長所を併せ持つ輸送機として25年間という長い時間をかけて開発された輸送機です。その航空機の能力はヘリコプターと比べて4倍の行動半径、3倍の積載量、2倍の飛行速度を持っています。

しかし、ヘリコプターにはない2本の重い巨大な翼を持つておりそのため揚力不足（浮き上がる力が弱い）で事故が多発している欠陥機です。その

オスプレイは2014年7月に厚木基地に初飛来以来、東・北富士演習場での訓練と称し、厚木基地で機体の整備や補給、更には基地周辺の住宅密集地上空を繰り返し旋回するなどして、タッチアンドゴーや夜間飛行訓練を繰り返して行っており、本土におけるオスプレイの拠点基地化を図ろうとしています。

昨年12月に沖縄県で空中給油中に事故を起こして名護市の海岸に墜落してしまいました。墜落の原因も明確にならないまま飛行を再開させ厚木基地に頻繁に飛来してきています。

防衛省はこの欠陥機を17機買い取ろうとしています。その整備拠点を陸上自衛隊木更津駐屯地で富士重工が行うと発表して今年の1月12日に開所式を行いました。

あらためてオスプレイは非常に危険な航空機であり厚木基地に飛来することとは認めることはできません。厚木爆同は厚木基地への飛来に反対するとともに日本への配備撤回にむけて闘っていきます。

(3)航空機爆音の解消と基地機能の縮小への取り組み

防衛省は今年7月から具体的に米空母ロナルド・レーガンの艦載機61機を岩国へ移駐させていくことを発表しました。日本の防衛省はあたかも全く静かになるような言い方をして基地周辺住民の怒りをひとまず和らげようとしています。

しかし、完全に静かになる保証はありません。岩国に移駐した後の飛行計画を全く発表していないからです。横須賀基地に「空母の母港化がなくなり、岩国に完全な航空機の修理機能が完備され、更には夜間の訓練施設が岩国の

遠くかないところに設置され、航空機の訓練空域が新たに設定されない」限り航空機は必ず厚木基地に舞い戻ってくるのではと言う大きな懸念は残ります。

米海軍は本国に帰るべきです。厚木爆同は全国の反基地闘争の仲間と連帯して基地撤去の闘いに取り組みます。

(4)自治体と連携強化

厚木基地爆音訴訟の闘いの中で自治体からの様々な形で支援は、裁判闘争を我々住民の側に有利な闘いをすることができました。

しかし、最高裁判所のあの立法・行政権に屈した判決には憤りを覚えます。

自治体は地域の市民を代表する有力な団体ですので反基地、反爆音の闘いを共に進めることが大切です。

現在は大和市基地対策協議会に厚木爆同から代表を派遣しています。これからも自治体と一緒に反爆音の運動の強化に取り組んで行きます。

(5)第五次厚木基地爆音訴訟の取り組み

最高裁判所第一小法廷（小池 裕裁判長）で横浜地方裁判所・東京高等裁判所の1審2審の自衛隊機の飛行差し止めと、損害賠償の昨年いっぱいの将来分賠償を破棄し自衛隊機運航に違法性はないとして住民側の請求を棄却しました。全く全面的な原告逆転敗訴が決定しました。

昨年の11月に最高裁が米軍機飛行差し止めの棄却については、東京高裁の判決を不服とした原告の上告書を受理しなかったことから1審2審の判決が確定することになりました。

日本国内で国民が米軍機で健康被害を受けているのにその事実を全く無視していること、他国の軍隊がその国の



逆転不当判決に抗議

国民を犠牲にしていることに対して日本の法の支配が及ばないとして、米軍機の飛行差し止めの請求を退けるいわゆる第三者行為論に基づく司法判断を行ったのであります。

日本国内において、外国軍隊が日本国民に肉体的精神的な損傷を与えています。

ところが国民を代表して政府が全く何も言わないことは最近の世界の常識から大きくかけ離れています。日本は先進国であると言われながら、日本はまだアメリカの従属国に過ぎないことを証明しています。

将来の賠償請求権については、騒音による精神的、身体的被害が具体的に生じた時点での事実関係で判断すべきで、その立証責任も請求者が負う、原告側には将来分について訴える権利は

ないと指摘して将来分を認めませんでした。

つまり、最高裁判断は人間の権利が憲法で守られているのに、自衛隊機の飛行で住民の健康を破壊しても構わないものであると判断しました。40年間にわたって基地爆音訴訟の闘いでは違法判決が下されましたが、行政機関は被害を救済せず放置してきました。

このことは憲法で保障された基本的人権を著しく侵害するものであり、断じて認めることはできません。

このように司法(最高裁判所)の判断は、厚木基地が基地周辺に住む住民に多大な爆音被害を押し付けている状況を黙認しています。

米軍機、自衛隊機の人格権を無視して自由に飛行し続けている状況は断じて認めることはできませんし、航空機の違法爆音、墜落の危険は取り除かなければなりません。

それには司法権が行政権の行き過ぎた行為(米軍機・自衛隊機の飛行)を抑制し、人権救済機関の役割を持つことが極めて重要であります。

司法権の力で静かで平和な空を取り戻さなければなりません。

厚木爆同は第五次厚木基地爆音訴訟を勝利するために全力で取り組んでいます。

(6)県下の関連団体と連帯

①神奈川平和運動センターとは、神奈川県における反戦反基地の闘いの中心的存在であることから平和運動センターに加盟して、日本の反戦反基地の闘いを学び共に闘います。また県央地域にある原子力空母の母港化に反対し基地撤去をめざす県央共闘会議とは、反基地の闘いを通して引き続き支持協力関係を強めていきます。

す。

②県民のいのちと暮らしを守る共同行動委員会(略称・いのくら)とは、基地分科会を通して神奈川県に反戦反基地の闘いを提起し、県行政がしっかりと平和を求めて共に闘い連帯を密にしています。

③全国基地爆音訴訟原告団連絡会議とは、第五次厚木基地爆音訴訟を通して全国の基地訴訟の闘いを学び、厚木訴訟の闘いに反映させるためにこれまでと同様に参加して全国の訴訟団と連帯を深めてまいります。

④フォーラム平和・人権・環境には積極的に参加して行きます。現政権による憲法改悪の動きが進んできており、連帯を強めて何としても憲法改悪を阻止するために連帯運動を強めます。



違法な爆音とオスプレイ飛来に抗議

⑤オスプレイと飛行訓練に反対する東日本連絡会議とは最新の情報と神奈川県だけの近視眼的なものの見方ではなく東日本エリア、更には全国の仲間とともに行動し連帯を深めていきます。

⑥自治体の平和推進事業については大和市における反戦平和の団体をはじめ市議会の会派まで参加しており、近隣市にはない漸進的な組織であり引き続き参加して行きます。

⑦その他の団体とは、厚木爆同の目的と一致するかどうか、更には日本の民主主義を前進させるのかどうかを総合的に判断して対応していきます。

(7)組織内における取組み

①組織強化の取組み

本部三役が直接各支部に行つて支部会員と話し合いを持ち支部活動の活性化(活動家の掘り起し・支部会議の開催)や会員拡大に取り組みます。支部組織の活性化をめざし定期的な支部会議が開催できるようにします。

②宣伝活動強化の取組み

基地周辺住民に対してのその時々課題で宣伝活動を強める行動を展開し、厚木爆同が市民に正しい情報を知らせることは極めて重要なことです。基地周辺住民に宣伝行動を展開して行きます。

③NHK放送受信料全額助成の取組み

激しい爆音は会話を中断させ放送機器を無力にさせます。テレビ受信機からの音声は激しく妨害されます。従つて、国に対して受信料の全額助成を要請していきます。

④組織体制の強化にむけた取組み

厚木爆同学校の開催に向けて研究を進めますが当面は昨年度に引き続き平和講座と学習会を計画します。

また、厚木基地と同一ような市街地にある基地等を視察して見聞を広め厚木爆同会員の意識を高めていきます。

⑤インフラの整備の取組み

反戦・反基地・爆音被害阻止にむけてインフラの整備に取り組みます。インフラ整備は組織の基本です。(電子機器の研究・爆音に関する関連機器購入・資料の収集・その他)

(8)専門部の活性化の取組み

反基地活動を強化するためにそれぞれの専門部を強化して組織の活性化に努めて行きます。

①総務部 厚木爆同の活動方針が実践しやすい体制を構築します。また、活動記録を整理します。

②組織部 会員拡大と支部会議の定例的な開催と班体制の整備を進めます。また、会員同士の触れ合いに努めます。

③情宣部 部会の定例開催と会報の定期発行に取り組み、より親しみやすい会報づくりに努めます。また、市民に厚木爆同運動に対する理解と参加を呼びかけるため、チラシの発行や厚木爆同ホームページの内容充実に取り組みます。

④調査部 定期的な会議の開催と自治体情報の集約や調査活動に取り組みます。

⑤行動企画委員会 厚木爆同の運動は、多様な活動に取り組みなければなりません、新たな活動等に対して十分な検討を加え実践していく、組織の中核としての役割を担っていきます。